

## 京都市動物園内自動販売機設置事業者仕様書

京都市動物園敷地内において、自動販売機を設置する、京都市動物園自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）について、以下のとおり募集する。

### 1 設置目的

入園者の利便性向上を目的として、京都市動物園内に飲料自動販売機を設置する。

### 2 設置条件等

#### (1) 所在地

京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園内（別紙1参照）

#### (2) 設置場所（別紙2参照）、台数、寸法上限、最低使用料

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置可能台数	最低使用料年額（税込）
①	学習・利便施設南側	W1,400 × D950 × H1,900	2台	8,000,000円
②	アフリカの草原西側		2台	
③	おとぎの国南側		2台	
④	類人猿舎南側		1台	
⑤	雨天休憩所西側		2台	
⑥	京都の森		2台	
⑦	事務所棟		1台	
			12台	

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含まない。

※ 設置可能台数は12台としているが、設置台数は来園者サービスや販売効率等を考慮したうえで営業事業者に決定する。ただし、10台以上は必ず設置すること。

※ 設置については、現在の設置場所と同様とする。なお、詳細は、京都市動物園の指示に従うこと。

#### (3) 営業事業者設置番号

①から⑦を合わせて1営業事業者とする。

※ 営業事業者の決定方法は、「6 営業事業者の決定」を参照

#### (4) 空容器回収箱

営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置すること。空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯とならないように適切に回収し、回収した容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルすること。

特に繁忙期（4月1日～6月10日、9月1日～11月30日、3月1日～3月31日）の土日祝、8月10日～8月14日、春休み（4月1日～4月7日、3月25日～3月31日）は注意し、回収箱周辺に空容器が散乱しないように努めること。

なお、回収箱の形式は、事前に京都市動物園と協議のうえ設置すること。協議は園内に設置予定の回収箱の大きさや安全性を事前に確認するために実施する。

#### (5) 取扱商品及び販売価格

##### ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、お茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とする。

また、少なくとも1台には、ノンカフェインのお茶を販売すること。

##### イ 販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）とすること。

#### (6) 設置機種等

##### ア アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック式）の飲料用自動販売機

なお、少なくとも1台は、紙パック式を設置すること。

デザインは、営業事業者を決定した後、本市が提供する動物等の画像を1台ごとに別のデザインでラッピングすること。

なお、ラッピング費用は営業事業者負担とする。

##### イ ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者、子どもでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

##### ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開園時間外（午後5時から午前9時まで）や休園日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

##### エ 電気子メーター

設置する全ての自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

##### オ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とすること。

#### (7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置すること。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、営業事業者の負担とする。

#### (8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。

## (9) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

営業事業者は、設置する全ての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、全て営業事業者の責任において対応すること。

## (10) 維持管理等

### ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

### イ 業務内容及び時間

業務内容及び時間については、事前に京都市動物園と協議のうえ、来園者の妨げにならないよう、また職員の園内での作業に支障を来たすことのないように十分に注意して実施すること。

## (11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種を変更する場合は、事前に京都市動物園総務課に申し出たうえ、承認を得ること。

## 2 応募資格要件

営業事業者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、本募集に応募することができる。

(1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる資格を有していること。

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(営業事業者自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類(注)を提出すること。

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について3年以上の実績を有していること。

イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は，申し込みに当たって，一部の方を除いて※，下記の書類を提出すること。

< 申込者又は応募者が個人であるとき >

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

< 申出者又は応募者が法人であるとき >

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）  
ただし，申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る。
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証，登記事項証明書の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき，国や地方公共団体から免許，許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について，特別の事情により，上記1及び2に準じて，本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国，地方公共団体，外郭団体，NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 町内会，自治連合会等
- 3 指定管理者として指定されている事業者，一般競争入札参加資格者，指名競争入札参加資格者等
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は，必ず「自己を証明する書類」を全て提出すること。

### 3 募集条件等

#### (1) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は，令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

なお、令和5年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和7年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することができる。

## (2) 使用料

### ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で明記すること。

### イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、年額使用料の12分の1の金額を毎月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに納入すること。年額使用料の12分の1に100円未満の端数がある場合は、その端数の金額は4月分の使用料に含めて納入すること。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消す場合がある。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他、一切の経費は営業事業者の負担とする。

### ウ 更新後の使用料

前記3(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料について、引き続き当初の使用料と同額とする。

## (3) 必要経費

### ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とする。

### イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とする。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、毎月ごとに本市が指定する期日内に納入すること。

## (4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付すること。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止する。

ウ その他定めのない事項については、京都市動物園と協議のうえ決定する。

## (5) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、営業事業者が補償することとする。

## (6) 商品・機種等の盗難・破損

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事項等に関して、本市は、その一切の責任を負わないこととする。

また、営業事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、営業事業者が負担することとする。

#### (7) 原状復旧

営業事業者は、自動販売機を撤去したときは、営業事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとする。

### 4 応募申込手続

#### (1) 申込方法

##### ア 郵送

##### (ア) 申込受付期間

令和4年2月7日（月）～令和4年2月25日（金）必着

##### (イ) 郵送先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

##### (ウ) 郵送方法

簡易書留郵便で京都市動物園総務課に送付。

普通郵便で送付された場合、京都市動物園総務課に不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

##### イ 持参

##### (ア) 申込受付期間

令和4年2月7日（月）～令和4年2月25日（金）  
午後5時まで

##### (イ) 提出先

京都市動物園総務課 まで

#### (2) 必要書類（各1部ずつ、イ及びウの様式は任意）

ア 応募申込書 **様式1**

イ 販売予定品目（自動販売機用）

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

#### (3) その他

ア 前記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行わない。

イ 提出された書類の返却しない。

ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできる。

**京都市動物園ホームページアドレス** <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

### 5 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式2** にその内容を記入のうえ提出すること。

#### (1) 質問書受付期間（持参、FAX又は電子メール）

令和4年2月7日（月）～令和4年2月25日（金）まで  
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

#### (2) 質問書提出先

### (3) 質問に対する回答

質問の受付日から起算して3営業日以内に京都市動物園のホームページに掲載する。

**京都市動物園ホームページアドレス** <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

### (4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール等）には一切応じない。

イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じない。

ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードすることができる。

**京都市動物園ホームページアドレス** <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

## 6 営業事業者の決定

### (1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「2 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「1 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定する。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとする。

### (2) 決定予定

令和4年3月上旬に決定する予定。

### (3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知する。また、京都市動物園ホームページにおいて、決定された営業事業者が法人、個人の区分と決定金額を掲載する。

**京都市動物園ホームページアドレス** <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

### (4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の記名押印がないもの

ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、掛け持ちをしたもの、掛け持ちを頼んだもの、両者のものを無効とする

エ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの

カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

キ その他この要項の条件に違反したもの

## 7 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続きを行うこと。

(1) **京都市動物園使用許可申請書の提出**

本市指定の様式により京都市動物園使用許可申請書を提出。

(2) **設置する機器等の資料**

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を提出。

**8 営業事業者の決定の取消し**

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消すこととする。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかった場合

(2) 営業事業者の決定後、「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合

(3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

**9 その他**

(1) 3(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、営業事業者で負担すること。

(2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告すること。

**【問合せ先】**

京都市動物園 総務課（担当：児嶋，三浦）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電話（075）771-0210（直通）

FAX（075）752-1974

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>